

# 雇用ジャーナル

ハローワーク郡山  
LINEアカウント



福島労働局職業安定部・ハローワーク  
公式マスコットキャラクター「福まる」

令和7年10月号

ハローワーク郡山

〒963-8609 郡山市方八町2-1-26  
TEL024-942-8609

## 雇用の動き（令和7年8月内容）

管内の雇用失業情勢は、月間有効求人倍率は、1.53倍と前月比で0.03ポイント増加、前年同月比で0.17ポイント増加した。平成24年6月から159ヵ月連続で1倍を超えている。  
新規求人倍率は、2.56倍と前月比で0.33ポイント低下、前年同月比では0.28ポイント増加している。

### 1 福島県と全国の有効求人倍率の動向

|              | 令和7年8月 | 令和7年7月 | 令和6年8月 | 前月比         | 前年同月比       |
|--------------|--------|--------|--------|-------------|-------------|
| ● 全国(季節調整値)  | 1.20 倍 | 1.22 倍 | 1.23 倍 | ▲ 0.02 ポイント | ▲ 0.03 ポイント |
| ● 福島県(季節調整値) | 1.25 倍 | 1.28 倍 | 1.24 倍 | ▲ 0.03 ポイント | 0.01 ポイント   |
| ● 郡山地域       | 1.53 倍 | 1.50 倍 | 1.36 倍 | 0.03 ポイント   | 0.17 ポイント   |
| ● 完全失業率(全国)  | 2.6 %  | 2.3 %  | 2.5 %  | 0.30 ポイント   | 0.10 ポイント   |

### 2 主要指標(学卒を除きパートを含む)

|                |         |         |         |             |           |
|----------------|---------|---------|---------|-------------|-----------|
| ● 新規求職申込件数     | 1,171 件 | 1,292 件 | 1,199 件 | ▲ 9.4 %     | ▲ 2.3 %   |
| ● 新規求人数        | 2,999 人 | 3,733 人 | 2,730 人 | ▲ 19.7 %    | 9.9 %     |
| うち正社員          | 1,676 人 | 1,599 人 | 1,333 人 | 4.8 %       | 25.7 %    |
| ● 有効求職者数       | 6,271 人 | 6,388 人 | 6,129 人 | ▲ 1.8 %     | 2.3 %     |
| ● 有効求人数        | 9,574 人 | 9,561 人 | 8,316 人 | 0.1 %       | 15.1 %    |
| うち正社員          | 4,739 人 | 4,742 人 | 4,284 人 | ▲ 0.1 %     | 10.6 %    |
| ● 新規求人倍率       | 2.56 倍  | 2.89 倍  | 2.28 倍  | ▲ 0.33 ポイント | 0.28 ポイント |
| ● 有効求人倍率       | 1.53 倍  | 1.50 倍  | 1.36 倍  | 0.03 ポイント   | 0.17 ポイント |
| ● 有効求人倍率(正社員分) | 1.22 倍  | 1.21 倍  | 1.14 倍  | 0.01 ポイント   | 0.08 ポイント |
| ● 就職件数         | 250 件   | 307 件   | 299 件   | ▲ 18.6 %    | ▲ 16.4 %  |

### 3 雇用保険業務取扱状況

|    |            |            |            |            |          |          |
|----|------------|------------|------------|------------|----------|----------|
| 適用 | ● 適用事業所数   | 7,659 事業所  | 7,660 事業所  | 7,773 事業所  | 0.0 %    | ▲ 1.5 %  |
|    | ● 被保険者数    | 149,285 人  | 149,795 人  | 151,605 人  | ▲ 0.3 %  | ▲ 1.5 %  |
|    | ● 資格取得者数   | 1,651 人    | 1,973 人    | 1,697 人    | ▲ 16.3 % | ▲ 2.7 %  |
|    | ● 資格喪失者数   | 2,137 人    | 2,398 人    | 2,353 人    | ▲ 10.9 % | ▲ 9.2 %  |
|    | うち事業主都合    | 93 人       | 109 人      | 111 人      | ▲ 14.7 % | ▲ 16.2 % |
|    | ● 離職票交付枚数  | 1,224 枚    | 1,452 枚    | 1,265 枚    | ▲ 15.7 % | ▲ 3.2 %  |
| 給付 | ● 受給資格決定件数 | 255 件      | 372 件      | 285 件      | ▲ 31.5 % | ▲ 10.5 % |
|    | ● 初回受給者数   | 334 人      | 488 人      | 306 人      | ▲ 31.6 % | 9.2 %    |
|    | ● 受給者実人員   | 1,591 人    | 1,590 人    | 1,573 人    | 0.1 %    | 1.1 %    |
|    | ● 支給総額     | 204,926 千円 | 217,456 千円 | 207,441 千円 | ▲ 5.8 %  | ▲ 1.2 %  |

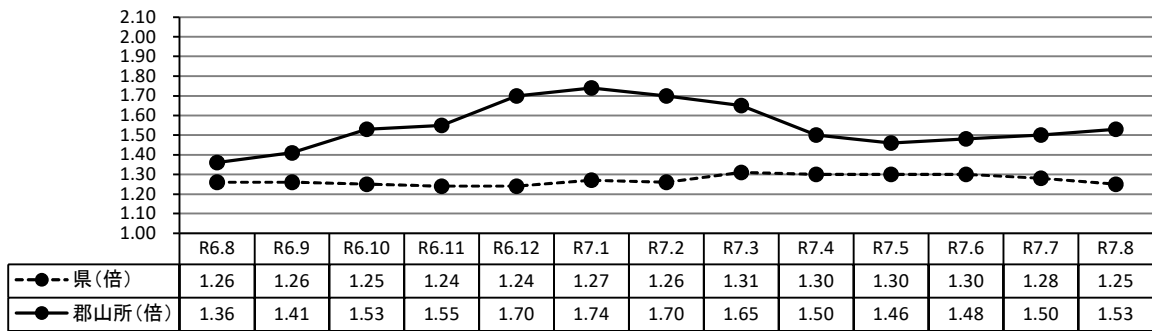
### 4 就業地別有効求人数

|       |         |         |         |         |         |
|-------|---------|---------|---------|---------|---------|
| ● 郡山市 | 7,468 人 | 7,513 人 | 7,588 人 | ▲ 0.6 % | ▲ 1.6 % |
| ● 田村市 | 486 人   | 474 人   | 464 人   | 2.5 %   | 4.7 %   |
| ● 三春町 | 253 人   | 217 人   | 280 人   | 16.6 %  | ▲ 9.6 % |
| ● 小野町 | 110 人   | 106 人   | 120 人   | 3.8 %   | ▲ 8.3 % |
| 合 計   | 8,317 人 | 8,310 人 | 8,452 人 | 0.1 %   | ▲ 1.6 % |

## NO. 1 有効求人倍率の推移

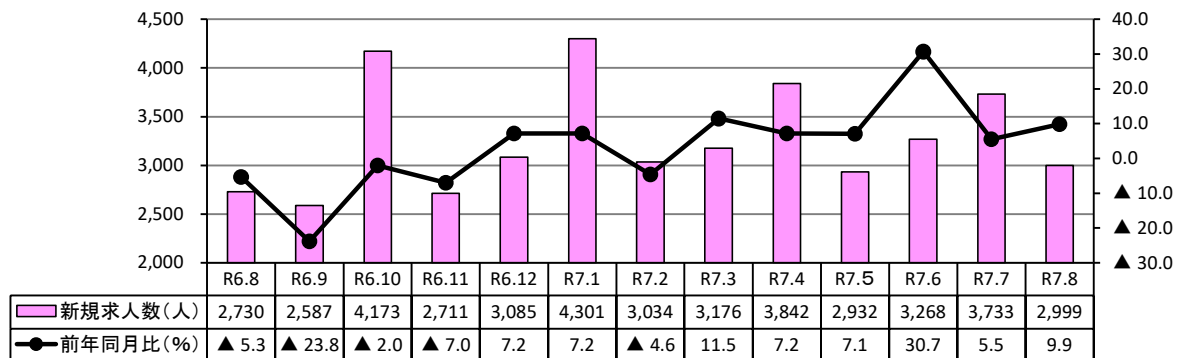
有効求人倍率 前月に比べ0.03ポイント増加

※(注)学卒を除き、パートタイムを含む。県の値は季節調整値。なお令和6年12月以前の数値は、令和7年1月分公表時に新季節指数により改定されている。



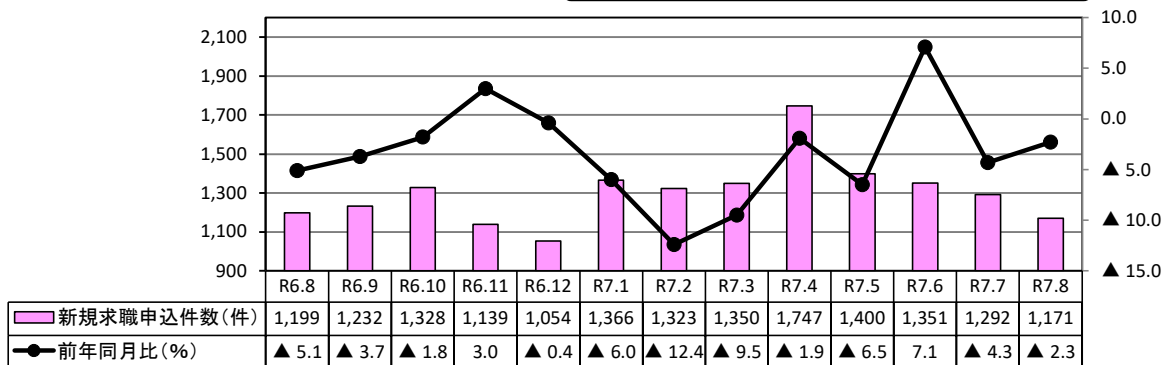
## NO. 2 新規求人数の推移

新規求人数 前月に比べ19.7%低下



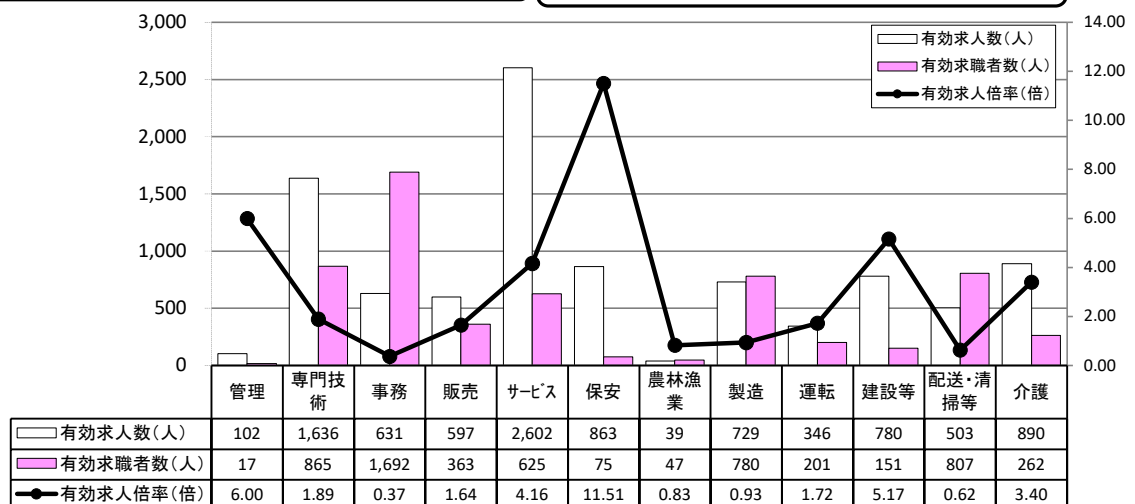
## NO. 3 新規求職申込件数の推移

新規求職申込件数 前月に比べ9.4%低下



## NO. 4 職業別有効求人倍率(常用)

最高は保安の11.51倍、最低は事務の0.37倍



＜ 障害のある方を雇用している、または雇用しようとしている事業主の皆さまへ ＞

## 令和7年度 下半期 精神・発達障害者しごとサポーター養成講座 を開講します

精神障害、発達障害のある方々の雇用は、年々増加しています。これらの方々が安定して働き続けるためのポイントの一つは「職場において同僚や上司がその人の障害特性について理解し、共に働く上での配慮があること」ですが、企業で働く一般の従業員の方が障害等に関する基礎的な知識や情報を得る機会は限られていました。

このため、福島労働局・ハローワークでは、一般の従業員の方を主な対象に、精神障害、発達障害に関して正しく理解いただき、職場における応援者（精神・発達障害者しごとサポーター）となっていくための講座を開催します。ぜひご参加ください。



### 講座の概要

- ・内 容 : 「精神疾患（発達障害を含む）の種類」、「精神・発達障害の特性」、「共に働く上でのポイント（コミュニケーション方法）」等について
- ・メリット : 講師が紹介する様々な事例を通して、精神・発達障害についての知識や一緒に働くために必要な配慮などの理解を深めることができます。
- ・講座時間 : 90～120分程度（講義75分程度、質疑応答15～45分程度）を予定
- ・受講対象 : **企業に雇用されている方であれば、どなたでも受講可能です。**

※ 今現在、障害のある方と一緒に働いているかどうか等は問いません。

事業所への出前講座もあります



ハローワークから講師が事業所に出向きます。



e-ラーニング版 もあります！



「まず基礎知識を学びたい」という方はぜひご利用ください。

しごとサポーター eラーニング 検索

しごとサポーターポータルサイトを開設しています。  
受講者の声をはじめ、幅広い情報をご覧いただけます。



しごとサポーター 検索



### ・開催会場

郡山市労働福祉会館 中ホール（郡山市虎丸町7番7号）

### ・開催日時

令和7年11月20日(木) 13:30～15:30（定員50名）

《下記まで郵送又はメールにてお申し込みください。》

〒963-8609 郡山市方八町2-1-26 ハローワーク郡山 求人企画部門

TEL 024-942-8609（部門コード：32＃）

メールアドレス joseikin07040@mhlw.go.jp

ご留意  
ください

- 「精神・発達障害者しごとサポーター」は特別な資格制度等ではありません。また、本講座の受講により、職場の中で障害者に対する特別な役割を求めるものでもありません。
- 「精神・発達障害者しごとサポーター」の養成は、広く職場における精神障害、発達障害に関する正しい理解の浸透を図り、精神・発達障害者にとって働きやすい職場環境づくりを推進し、「障害者と一緒に働くことが当たり前」の社会になることを後押しすることを目的としています。



厚生労働省・福島労働局・ハローワーク郡山

共催 郡山市

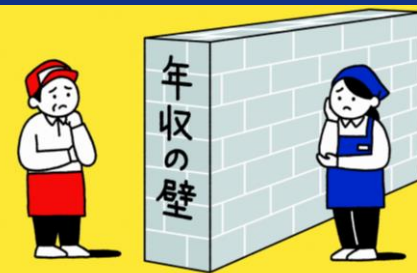
拡充

## 年収の壁対策

キャリアアップ助成金

労働者1人につき最大**75万円**助成します！

## 年収の壁対策の取り組みを行うことで、

労働者にとっては、「年収の壁」を意識せず働くことができ、  
社会保険に加入することで、**処遇改善につながる！**事業主の皆さまにおいては、**人手不足の解消に！**

## 「短時間労働者労働時間延長支援コース」を創設しました！

労働者を新たに社会保険に加入させるとともに、収入増加の取り組みを行った事業主に助成します。

| 要件         |       | 1人当たり助成額    |             |             |
|------------|-------|-------------|-------------|-------------|
| 週所定労働時間の延長 | 賃金の増額 | 小規模企業※      | 中小企業        | 大企業         |
| 5時間以上      | —     | <b>50万円</b> | <b>40万円</b> | <b>30万円</b> |
| 4時間以上5時間未満 | 5%以上  |             |             |             |
| 3時間以上4時間未満 | 10%以上 |             |             |             |
| 2時間以上3時間未満 | 15%以上 |             |             |             |

複数年かけて週所定労働時間の延長等に取り組み、社会保険に加入する場合も対象

※小規模企業とは、常時雇用する労働者の数が30人以下である事業主を指します。

| 要件             |                                  | 1人当たり助成額    |             |             |
|----------------|----------------------------------|-------------|-------------|-------------|
| 週所定労働時間の延長     | 賃金の増額                            | 小規模企業※      | 中小企業        | 大企業         |
| 労働時間を更に2時間以上延長 | —                                | <b>25万円</b> | <b>20万円</b> | <b>15万円</b> |
| —              | 基本給を更に5%以上増加または昇給、賞与もしくは退職金制度の適用 |             |             |             |

社会保険加入時点の取り組み内容（1年目）と2年目の取り組み実施後（2年目）で比較

## 注意点

対象となる労働者は、社会保険の加入日の6か月前の日以前から継続して雇用され、社会保険の加入要件を満たさない条件で就業していた者になります。

## 手続き

- 助成金を受けるには、事前※に**キャリアアップ計画書**を都道府県労働局へ提出してください。

※本コースの場合、社会保険加入日の前日まで（令和7年10月1日加入の場合、同年9月30日まで）

- 取り組みを6か月間継続した後、2か月以内に支給申請してください。

ただし、現行の「社会保険適用時処遇改善コース」の計画届を提出している場合は、本コースの計画届・変更届の提出は必要ありません。

## 現）社会保険適用時処遇改善コースからの切替申請が出来ます

社会保険適用時処遇改善コース（労働時間延長メニューまたは併用メニュー）の取り組みを進めていても、**本コースの要件を充足**する場合、切り替えての申請が可能です※。

## 切替対象

社会保険適用時処遇改善コースの労働時間延長メニューまたは併用メニューを利用していたが、同時に新コースの要件を満たしている場合には、**新コースでの申請が可能！**

※ただし、支給申請期間が令和7年7月1日より前（同年6月30日以前）に終了する場合は、切り替えはできません。

# 対象となる労働者をチェックしましょう！

雇用している短時間労働者の中に、新たに社会保険の被保険者の要件※<sup>1</sup>を満たす方はいますか。

はい

いいえ

その労働者は、以下の①、②の両方に該当する方ですか。

- ① 社会保険加入日の6か月前の日以前から継続して雇用されている。
- ② 社会保険加入日から過去2年以内に同事業所で社会保険に加入していなかった。

はい

いいえ

その労働者は、社会保険加入日から2か月以内に、週所定労働時間を一定時間延長すること※<sup>2</sup>ができますか。

はい

いいえ

上記の要件に満たない場合でも、その労働者は週所定労働時間を一定時間延長することなどができますか。または、その労働者の社会保険加入日から最長2年間の手当※<sup>3</sup>等を支給した上で、その後の働き方について、労使で話し合いを行う予定ですか。

はい

いいえ

短時間労働者労働時間延長支援コース

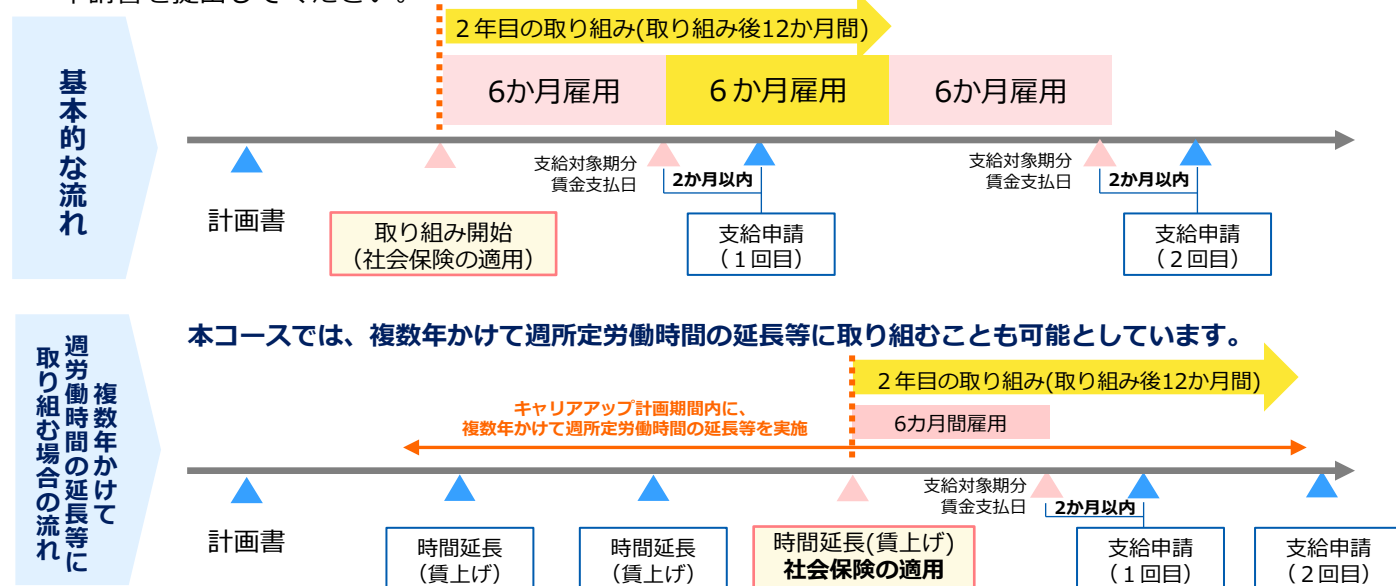
社会保険適用時処遇改善コースの活用が考えられます

支給要件には該当しません

- ※<sup>1</sup> 従業員51人以上の企業等では、週の所定労働時間が20時間以上かつ所定内賃金が月額8.8万円以上であること。（学生を除く）  
従業員50人以下の企業等では、週の所定労働時間及び月の所定労働日数がフルタイム従業員の3/4以上であること。  
なお、労使合意により任意に短時間労働者を適用する場合には、週の所定労働時間が20時間以上かつ所定内賃金が月額8.8万円以上の方も被保険者となります。
- （注）従業員数は厚生年金の適用対象者（フルタイム従業員、週の所定労働時間及び月の所定労働日数がフルタイム従業員の3/4以上の者）の合計です。
- ※<sup>2</sup> 表面の支給要件をご覧ください。
- ※<sup>3</sup> 社会保険適用促進手当（労働者が社会保険に加入するにあたり、事業主が労働者の保険料負担を軽減するために支給する手当。標準報酬月額が10.4万円以下の者に対して、事業主が支給する場合、最長2年間、社会保険適用に伴い新たに発生した本人負担分の社会保険料相当額を上限として、社会保険の標準報酬月額・標準賞与額の算定対象に含めない。）

## 申請手続き

- コース実施の前日までに、キャリアアップ計画書を作成し、管轄労働局へ提出してください。（現行の「社会保険適用時処遇改善コース」の計画書を提出している場合は提出の必要はありません。）
- 支給申請は、支給対象期分の賃金を支給した日の翌日から起算して2か月以内に支給申請書を提出してください。



キャリアアップ助成金の詳細については、都道府県労働局またはハローワークまでお問合せください。

各都道府県の「働き方改革推進支援センター」や「年収の壁突破・総合相談窓口」でも助成金に関する相談を受け付けています。

最寄りのセンターの連絡先

働き方改革推進支援センター 無料相談窓口

検索

厚生労働省  
公式HP

年収の壁突破  
総合相談窓口



0120-030-045 (フリーダイヤル・無料)

受付時間 平日8:30~18:15 (土日・祝日・年末年始(12/29~1/3)はご利用いただけません。)

